

令和7年度 鳥取県立図書館会計年度任用職員(事務補助(精神障がい者対象)) 採用試験募集案内

<p>■鳥取県立図書館総務課■ 〒680-0017 鳥取市尚徳町101番地 電話 (0857)26-8155 ホームページ http://www.library.pref.tottori.jp/</p>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	<p>令和7年1月28日(火)~令和7年2月9日(日)(必着) ◎持参、郵送のどちらでも申込みいただけます。持参の場合は、職員通用口(駐車場側)へおいでください。 ◎受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、最終日の午後5時15分までに総務課が受け取れたものまでを有効とします。 ◎期間中の1月28日(火)から31日(金)までは蔵書点検による休館のため、電話は通じないことをご了承ください。申込は受け付けています。</p>
試験日時	<p>令和7年2月19日(水) 受付:午後1時から午後1時20分まで 実習試験:午後1時30分から午後3時まで 面接試験:午後3時30分から(順番に実施)</p>
試験会場	鳥取県立図書館2階 小研修室他
試験結果発表日	令和7年2月25日(火)(予定)

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

募集職種	会計年度任用職員(事務補助)
採用予定者数	3名程度
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の本を本棚に返却すること ・本にラベルを貼ることやはがすこと ・本の補修を行うこと ・返却された児童図書の拭き取り作業 ・チラシの発送作業等の軽易な事務補助
配属先	鳥取県立図書館(鳥取市尚徳町101番地)

◎採用予定者数は、予算編成その他の状況により今後変更になる場合があります。

3 受験できる条件

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人(更新手続き中の場合は、採用日までに更新後の手帳の写しを提出できること)
- (3) 地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - エ 地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り、受験できます。

4 求める人材

- ・本を本棚へ返却する作業を中心に、業務内容とされていることに対して身体的に問題なく従事できること
- ・自身の症状や特性を把握でき、体調を整えながら週30時間の勤務ができること
- ・周りの職員と協力して作業ができること

5 試験内容

試験種目	配点	内 容
実習試験	100点	仕事の適性等についての試験(90分)
面接試験	100点	個別面接による人物についての口述試験

6 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日(予定)

7 勤務条件 (※現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。)

給 与	<p>1 報酬 時間額 1,200円</p> <p>2 期末手当・勤勉手当 期末手当:報酬の月額相当分のおよそ2か月分(6月期1.105月分、12月期1.105月分) 勤勉手当:勤務成績に応じて支給 ※ 在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給(例:令和7年4月1日採用の場合の割合…6月期:100分の30、12月期:100分の100) ※ 県一般職の期末勤勉手当の改定に準じて改定するため、任期中に改定する場合あり</p> <p>3 費用弁償(通勤手当) ・徒歩による通勤距離が片道2キロ以上で、かつ交通機関を利用して通勤する場合に支給 ・公共交通機関利用者は定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給 ・自家用車等使用者は使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給(駐車場料金は各自負担)</p>
福 利	健康保険(公立学校共済組合)、厚生年金保険(年金機構)、雇用保険、公務災害対象 ※加入条件を満たす場合に限りです。
休 暇	<p>1 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇(最大1年度内に10日)が付与されます。</p> <p>2 特別休暇等(有給休暇と無給休暇があります。) 公民権の行使、忌引、産前・産後(各8週)などの特別休暇等があります。</p>
勤務日 及び 勤務時間	週30時間 午前9時から午後4時まで(うち休憩60分) ※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は「勤務を要しない日」とします。
任用の 期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります。(最長5年(令和12年3月31日まで))

8 受験申込手続

提出書類 等	<p>1 履歴書(顔写真を貼付すること) 1部</p> <p>2 精神障害者保健福祉手帳の写し 1部 これらの提出書類は、表に「鳥取県立図書館会計年度任用職員(事務補助)受験申込」と朱書きした封筒に入れてください。</p>
申込先	鳥取県立図書館総務課(住所 〒680-0017 鳥取市尚徳町101番地) 【持参の場合】鳥取県立図書館の職員通用口(駐車場側にあります)へお持ちください。 【郵便又は信書便の場合】鳥取県立図書館の住所あて送付してください。
申込書に 関する 注意事項 ・その他	<p>1 履歴書に関する注意事項 市販のものを使用し、顔写真を貼付するとともに、①氏名、②生年月日、③年齢、④現住所、⑤電話、⑥職歴、⑦免許・資格を必ず記入してください。 ※1 採用手続等を連絡させていただく場合があるため、住所又は連絡先は、棟、号室まで正確に記載してください。 ※2 携帯電話をお持ちの場合は、必ずその番号も記入してください。 ※3 職歴が既定の欄を超えるほど多い場合は、直近の職歴が末尾の欄に記載できるよう、古い順に記入してください。</p> <p>2 その他 (1) 履歴書等の記載内容に不正があると判明したときは受験を無効とし、合格されてもその合格を取り消します。 (2) 万一、未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は理由の如何を問わず、受理しません。 (3) 提出書類は、返却しません。 (4) 受験票が2月18日(火)までに到着しないときは、上記申込先に問い合わせてください。 受験票にも顔写真(縦4.5cm、横3.5cm程度)が必要となりますので準備をお願いします。</p>

9 合格者の決定方法

実習試験、面接試験の結果を合計し、得点の最も高い者を合格者として決定します。
ただし、それぞれの得点が一定の水準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

10 合格者の発表

- (1) 受験者全員に試験結果を文書で通知するとともに、合格者の受験番号を鳥取県立図書館ホームページに掲載します。
- (2) 合格者の辞退等により欠員が生じた場合には追加合格者を決定し、当該合格者には文書で通知します。

11 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次の表のとおり開示を請求することができます。

電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおいでください。その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点	合格発表日から1か月	鳥取県立図書館

また、希望者には郵送により試験結果(総合得点等)を通知しますので、通知を希望される方は試験当日、宛先を明記した通知用封筒[定型長3(23cm×12cm)]に110円切手を貼って持参してください。

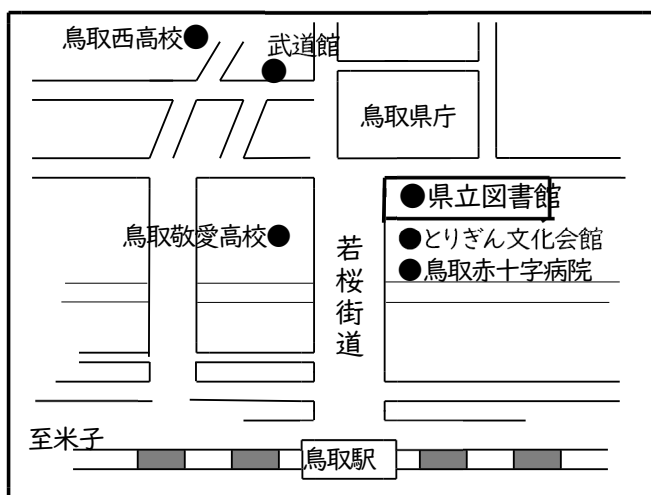
12 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、受付を済ませた上で試験開始時刻までに必ず試験会場へ入室してください。遅刻者は受験できません。
- (2) 筆記用具は各自で持参してください。携帯電話を時計として使用することは認めません。
- (3) 鳥取県立図書館は敷地内禁煙です。
- (4) 試験会場及びその周辺への駐車はご遠慮ください。会場へはなるべく公共交通機関を利用してお越しください。

13 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報は、本試験の選考、試験結果通知書の発送及び採用手続き以外の目的では使用しません。

<試験会場案内図>



鳥取県立図書館
(県庁日赤前バス停下車徒歩3分)